



事業主の皆さまへ／

# 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



## ▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

✓ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に (※)

③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主

(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

## ▶▶助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** \*1事業所当たり20人まで  
**以降20日ごとに15万円加算 (上限額：100万円)**

## ▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

\* 雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の**2種類**の様式があります。\* **事業所単位**ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、  
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。



支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11686.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html)

都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室) に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

相談・申請窓口URL：[https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html)

| 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 北海道  | 011-709-2715 | 東京   | 03-6893-1100 | 滋賀   | 077-523-1190 | 香川   | 087-811-8924 |
| 青森   | 017-734-4211 | 神奈川  | 045-211-7357 | 京都   | 075-241-0504 | 愛媛   | 089-935-5222 |
| 岩手   | 019-604-3010 | 新潟   | 025-288-3511 | 大阪   | 06-6941-4630 | 高知   | 088-885-6041 |
| 宮城   | 022-299-8844 | 富山   | 076-432-2728 | 兵庫   | 078-367-0700 | 福岡   | 092-411-4717 |
| 秋田   | 018-862-6684 | 石川   | 076-265-4429 | 奈良   | 0742-32-0210 | 佐賀   | 0952-32-7218 |
| 山形   | 023-624-8228 | 福井   | 0776-22-0221 | 和歌山  | 073-488-1170 | 長崎   | 095-801-0050 |
| 福島   | 024-536-4609 | 山梨   | 055-225-2851 | 鳥取   | 0857-29-1701 | 熊本   | 096-352-3865 |
| 茨城   | 029-277-8294 | 長野   | 026-223-0551 | 島根   | 0852-20-7007 | 大分   | 097-532-4025 |
| 栃木   | 028-633-2795 | 岐阜   | 058-245-1550 | 岡山   | 086-224-7639 | 宮崎   | 0985-38-8821 |
| 群馬   | 027-896-4739 | 静岡   | 054-254-6320 | 広島   | 082-221-9247 | 鹿児島  | 099-222-8446 |
| 埼玉   | 048-600-6210 | 愛知   | 052-857-0312 | 山口   | 083-995-0390 | 沖縄   | 098-868-4403 |
| 千葉   | 043-306-1860 | 三重   | 059-261-2978 | 徳島   | 088-652-2718 |      |              |



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。  
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



## ▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、  
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



## ▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

**既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象**となります。

\*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

**有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容**について、全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

(例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する                      ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する  
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和2年9月30日までに制度整備と周知が必要です。

また、**令和2年9月30日までに制度整備と周知を行えば、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

## ▶支給額

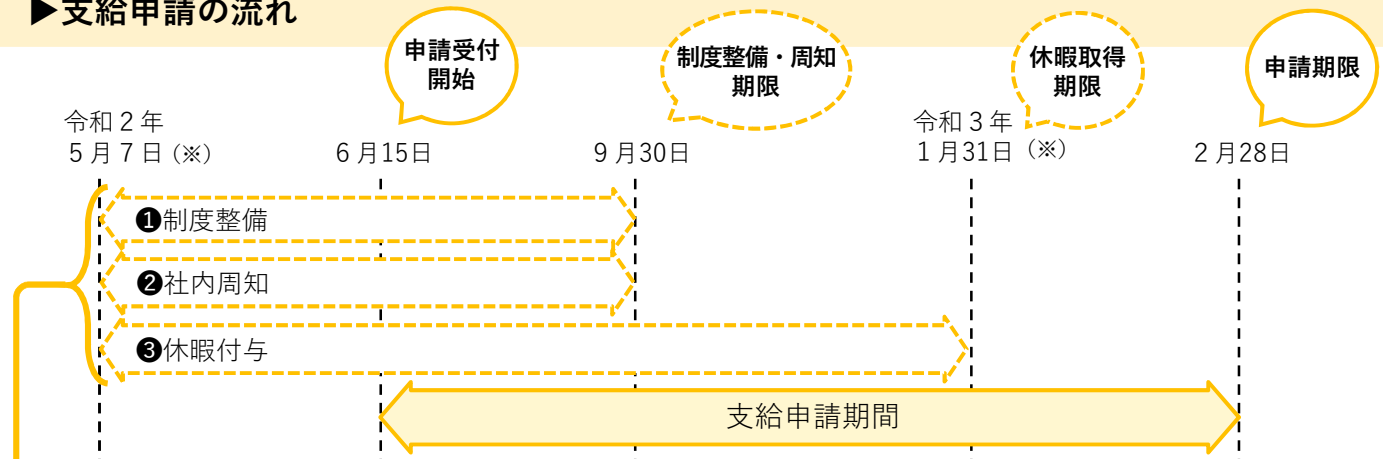
- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

## ▶支給申請の流れ



「①制度整備」「②社内周知」は、「③休暇付与」後であっても、対象となります。

※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

働く妊婦・事業主のみなさまへ



# 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。

## ▶▶ 母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

## ▶▶ 新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和3年1月31日（※）です。  
（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト  
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への  
配慮について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)





# 母性健康管理指導事項連絡カード

令和 年 月 日

事業主殿

医療機関等名 .....

医師等氏名 ..... 印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

## 記

### 1. 氏 名 等

| 氏名 | 妊娠週数 | 週 | 分娩予定日 | 年 | 月 | 日 |
|----|------|---|-------|---|---|---|
|----|------|---|-------|---|---|---|

### 2. 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)

| 症状等                             |                      | 指導項目 | 標準措置                                      |
|---------------------------------|----------------------|------|-------------------------------------------|
| つわり                             | 症状が著しい場合             |      | 勤務時間の短縮                                   |
| 妊娠悪阻                            |                      |      | 休業(入院加療)                                  |
| 妊娠貧血                            | Hb9g/dl 以上 11g/dl 未満 |      | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮                      |
|                                 | Hb9g/dl 未満           |      | 休業(自宅療養)                                  |
| 子宮内胎児発育遅延                       | 軽 症                  |      | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮                      |
|                                 | 重 症                  |      | 休業(自宅療養又は入院加療)                            |
| 切迫流産(妊娠22週未満)                   |                      |      | 休業(自宅療養又は入院加療)                            |
| 切迫早産(妊娠22週以後)                   |                      |      | 休業(自宅療養又は入院加療)                            |
| 妊 娠 浮 腫                         | 軽 症                  |      | 負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮 |
|                                 | 重 症                  |      | 休業(入院加療)                                  |
| 妊 娠 蛋 白 尿                       | 軽 症                  |      | 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮      |
|                                 | 重 症                  |      | 休業(入院加療)                                  |
| 妊娠高血圧症候群<br>(妊娠中毒症)             | 高血圧が見られる場合           | 軽 症  | 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮      |
|                                 |                      | 重 症  | 休業(入院加療)                                  |
|                                 | 高血圧に蛋白尿を伴う場合         | 軽 症  | 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮      |
|                                 |                      | 重 症  | 休業(入院加療)                                  |
| 妊娠前から持っている病気(妊娠により症状の悪化が見られる場合) | 軽 症                  |      | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮                      |
|                                 | 重 症                  |      | 休業(自宅療養又は入院加療)                            |

| 症 状 等        |                     |          | 指導項目 | 標 準 措 置                                                   |
|--------------|---------------------|----------|------|-----------------------------------------------------------|
| 妊娠中にかかりやすい病気 | 静脈瘤 <sup>りゅうづ</sup> | 症状が著しい場合 |      | 長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になったの休憩                         |
|              | 痔 <sup>じ</sup>      | 症状が著しい場合 |      |                                                           |
|              | 腰痛症                 | 症状が著しい場合 |      | 長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限                        |
|              | ぼうこうえん<br>膀胱炎       | 軽 症      |      | 負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限                 |
|              |                     | 重 症      |      | 休業(入院加療)                                                  |
| 多胎妊娠(胎)      |                     |          |      | 必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮<br>多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要 |
| 産後の回復不全      |                     | 軽 症      |      | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮                                      |
|              |                     | 重 症      |      | 休業(自宅療養)                                                  |

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3. 上記2の措置が必要な期間  
(当面の予定期間に○を付けてください。)

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1週間( 月 日 ~ 月 日) |  |
| 2週間( 月 日 ~ 月 日) |  |
| 4週間( 月 日 ~ 月 日) |  |
| その他( )          |  |

4. その他の指導事項  
(措置が必要である場合は○を付けてください。)

|              |  |
|--------------|--|
| 妊娠中の通勤緩和の措置  |  |
| 妊娠中の休憩に関する措置 |  |

[記入上の注意]  
 (1) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。  
 (2) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

### 指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和      年      月      日
 

所 属.....
 

氏 名.....印
 事業主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。